

## ☞ 社員に対する住宅等の提供

**Q** :社員に対して住居等を提供すると給与になると聞きましたが、給与にならない場合はないのですか？

**A** :一定の場合には、給与になりません。

### 【解説】

社員に住居等を無償又は低い価額の賃貸料で貸与した場合には、原則として、給与課税されますが、その住居等が職務の遂行上やむをえない必要に基づくものである場合には、課税はされないこととされています。

具体的には、次のような場合が該当します。

- ① 常時交代制により昼夜作業を継続する事業場において、その作業に従事するため常時早朝又は深夜に出退勤をする使用人に対し、その作業に従事させる必要上提供する家屋又は部屋
- ② 通常の勤務時間外においても勤務を要することを常例とする看護師、守衛等その職務の遂行上勤務場所を離れて居住することが困難な使用人に対し、その職務に従事させる必要上提供する家屋又は部屋
- ③ 早朝又は深夜に勤務することを常例とするホテル、旅館、牛乳販売店等の住込みの使用人に対し提供する部屋
- ④ 季節労働に従事する期間勤務場所に住込む使用人に対し提供する部屋
- ⑤ 工場寄宿舎その他の寄宿舎で事業所等の構内又はこれに隣する場所に設置されているものの部屋など

